



2026 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 日本ケミコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 今野 健一
(コード番号：6997、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 石井 治
(TEL. 03-5436-7711)

シンガポールにおける当社シンガポール子会社に対する判決に関するお知らせ

2024 年 12 月 9 日付「シンガポールにおける当社シンガポール子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の子会社である SINGAPORE CHEMI-CON (PTE) LTD. (以下「SCC」といいます。)は、2024 年 11 月 29 日(現地時間)付で、Dyson Manufacturing Sdn. Bhd. (以下「原告」といいます。)から、シンガポール国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court) において訴訟 (以下「本件訴訟」といいます。)を提起され、訴状を受領しておりました。その後、SCC は、裁判手続を進めておりましたが、2026 年 9 月 18 日(現地時間)付で、同裁判所において、SCC に対して支払を命じる旨の判決が出されましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

原告は、SCC に対して、2022 年 6 月以降に製造した原告グループの一定の製品において、不具合率が上昇しているところ、その原因が SCC から購入した部品にある等と主張し、本件訴訟を提起し、損害賠償の支払いを求めておりました。今般、シンガポール国際商事裁判所は、SCC の主張を一部で認めたものの、原告が主張していた損害賠償の一部について、SCC に対して支払を命じる旨の判決を出しました。

2. 当社シンガポール子会社の支払責任

当該判決により、SCC に 92,726,123 英国ポンド (約 193 億 7000 万円) の支払責任が生じております。なお、この金額に加えて原告が請求していた金額の一部である 3,131,760 英国ポンド (約 6 億 5000 万円) のうちの SCC が負担すべき金額、SCC が負担すべき原告の弁護士費用等の負担額及び判決言渡し前の遅延損害金の有無・金額等は、今後決定されることになります。また、本件訴訟につきましては、SCC として控訴を検討し、別途適切に対応してまいります。

3. 業績への影響

当該判決に基づく特別損失及び当該判決が当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、見通しがつき次第速やかに開示いたします。

以 上